

申告対象となる主な償却資産(業種別 例示)

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等(賃借人(テナント)等が取り付けした場合)、看板(広告塔・袖看板・ネオンサイン等)、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理 飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ)等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業 (アパート等)	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化設備等の外構工事、駐車場の舗装等
駐車場業	機械式駐車設備(ターンテーブル含む)、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド・家具・テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、駐車場設備等

太陽光発電設備(ソーラーパネル発電)について

設置者	売電方法	申告の必要性
法人 ・ 個人 (事業用)	全量売電	売電方法に関わらず、太陽光発電設備等は事業用資産となりますので、償却資産の申告が必要です【課税対象】
	事業で使用了た 余剰電力の売電	
	全量を事業で使用 (売電なし)	
個人 (住宅用)	全量売電・ 余剰電力の売電	10kw以上の発電設備により売電する場合は売電事業となり、太陽光発電設備等は事業用資産となりますので、償却資産の申告が必要です【課税対象】
	余剰電力の売電 (10kw未満)	売電するための事業用資産とはならないため、申告は不要です【課税対象外】
	全量を家庭で使用 (売電なし)	